

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名： 総合警備保障株式会社
法人番号： 3010401016070
住 所： 東京都港区元赤坂1丁目6番6号
2. 指名停止措置期間： 令和4年4月18日から令和4年5月17日まで(1ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲： 本院及び関東地方測量部管内
4. 事実概要：

総合警備保障株式会社の元使用人は、当該業者の使用人であった令和3年10月28日、ATM(現金自動預払機)のメンテナンス業務中に、千葉県内の金融機関の支店など6カ所に設置されたATMから現金計9,598万円を盗んだとして、窃盗の疑いで令和4年1月5日、千葉県警に逮捕された。

5. 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者である総合警備保障株式会社の使用人の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
1～14 略	略
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 大橋 秀己 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官 野本 英樹 電話 029-864-6870 (直通)